

(個別注記表)

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

有形固定資産等の評価は原則として取得原価とし、取得原価が不明なものは原則として再調達原価としています。ただし、道路及び水路の敷地のうち、取得原価が不明なもの及び無償で移管を受けたものは備忘価額 1 円としています。

また物品は、取得価額が 50 万円以上のものを資産として計上しています。

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日において、市場価格のある有価証券等を保有していません。

② 市場価格がない有価証券等

有価証券等のうち、市場価格がないものは、出資金額をもって貸借対照表価額としています。ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状態の悪化により有価証券等の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしています。なお、出資金の価値の低下割合が 30%以上である場合には、「著しく低下したとき」に該当するものとしていますが、当年度においては該当する有価証券等はありません。

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

原則として、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数に基づき、定額法により算定しています。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

長期延滞債権、長期貸付金、未収金の過去 5 年間の平均不納欠損率を、当年度の各債権の残高に乗じることにより算定しています。

② 賞与引当金

職員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額等のうち、財務諸表作成基準日において発生していると認められる金額を計上しています。

③ 退職給付引当金

期末自己都合要支給額及び退職手当負担金累計額と退職手当累積額の差額を計上しています。

(5) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っています(少額リース資産及び短期のリース取引には簡便的な取扱いをし、通常の賃貸借に係る方法に準じて会計処理を行っています)。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。なお、地方自治法第 235 条の 5 に定める出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含んでいます。

(7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項方法

消費税等の会計処理は税込方式によって処理しています。

2. 重要な会計方針の変更等方針

(1) 会計処理の原則または手続を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が財務書類に与えている影響の内容

該当ありません。

(2) 表示方法を変更した場合には、その旨

該当ありません。

(3) 資金収支計算書における資金の範囲を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更が資金収支計算書に与えている影響の内容

該当ありません。

3. 重要な後発事象

(1) 主要な事業の改廃

該当ありません。

(2) 組織・機構の大幅な変更

該当ありません。

(3) 地方財政制度の大幅な改正

該当ありません。

- (4) 重大な災害等の発生
該当ありません。

- (5) その他重要な後発事象
該当ありません。

4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

単位:千円

団体名	確定債務額	未確定債務額		総額
		損失補償引当金 計上額	損失補償引当金 未計上額	
清瀬都市開発株式会社	0	42,010	0	42,010

- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの
該当ありません。

- (3) その他主要な偶発債務
該当ありません。

5. 追加情報

- (1) 対象範囲(対象とする会計)
一般会計

- (2) 一般会計等と普通会計の対象範囲
対象範囲に差異はありません。

- (3) 地方自治法第235条の5(「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」)の規定により出納整理期間が設けられています。当会計年度に係る出納整理期間(令和2年4月1日～5月31日)における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- (4) 各項目の金額を表示単位未満で四捨五入しているため、合計等の金額が一致しない場合があります。

(5) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.4	23.8

(6) 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額は 7,128 千円です。

(7) 繰越事業に係る将来の支出予定額

繰越明許費はありません。

(8) 売却可能資産に係る資産科目別の金額及びその範囲

- ① 範囲 普通財産
- ② 金額 409,595 千円

(9) 減債基金に係る積立不足の有無及び不足額

積み立て不足はありません。

(10) 基金借入金(繰替運用)の内容

基金名	期間	繰替使用額
財政調整基金	令和元年 4 月 12 日～令和 2 年 6 月 11 日	1,500,000 千円
公共施設整備基金	令和元年 4 月 12 日～令和 2 年 6 月 11 日	2,800,000 千円
財政調整基金	令和 2 年 2 月 18 日～令和 2 年 3 月 27 日	1,500,000 千円
公共施設整備基金	令和元年 10 月 31 日～令和 2 年 3 月 31 日	1,000,000 千円

(11) 基礎的財政収支

業務活動収支(支払利息支出を除く。)	1,461,855,363 円
投資活動収支	△1,826,517,696 円
基礎的財政収支	△364,662,333 千円

(12) 将来負担に関する情報(地方公共団体財政健全化法における将来負担比率の
算定要素)

単位:千円

一般会計等に係る地方債の現在高	19,886,029
債務負担行為に基づく支出予定額	879,696
一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等 からの繰入見込額	336,151
組合等が起こした地方債の償還に係る負担見込額	188,489
退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額	4,399,532
設立法人の負債の額等に係る一般会計等負担見込額	42,010
連結実質赤字額	0
組合等の連結実質赤字額に係る一般会計等負担見込額	0
地方債の償還額等に充当可能な基金	5,108,848
地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入	1,274,404
地方債の償還等に要する経費として基準財政需要額に算入されることが見込 まれる額	15,995,853

(13) 自治法 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額
は 249,545 千円です。

(14) 純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内訳

貸借対照表の純資産における固定資産等形成分とは、資産形成のために充当した資源の
蓄積をいい、固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金を加えた額を計上して
います。また、余剰分(不足分)とは、費消可能な資源の蓄積(原則として金銭)をいい、流動
資産(短期貸付金及び基金を除く)から負債を控除した額を計上しています。

(15) 一時借入金の状況

資金収支計算書上は一時借入金の増減額は含まれていません。一時借入金の限度額は
3,000,000 千円です。令和元年度は一時借入を行っていません。

(16) 重要な非資金取引

寄付取得した土地及び工作物 0 千円